



黒瀬商工会だより

第52号

平成24年11月
編集・発行 黒瀬商工会
TEL 82-3075
FAX 82-8128
<http://www.hint.or.jp/kurose>

◎最低賃金が改正されました（平成24年10月1日より）

広島県の最低賃金は

時間額 **719円** です



最低賃金は、県内の事業場で働くすべての労働者に適用されます。
年齢・性別・雇用形態（常用・臨時・パート・アルバイト等）、
支払形態（月給・日給・時給等）の別は、問いません。
また、特定の産業で働く労働者については、広島県最低賃金よりも金額の高い
産業別最低賃金が適用される場合があります。

《詳しくは》

広島労働局基準部賃金室 082-221-9244・呉労働基準監督署 0823-22-0005

◎一日公庫相談会を開催します

日本政策金融公庫呉支店と黒瀬商工会の共催で今年も「一日公庫相談会」を開催します。
当日は、公庫の担当者が個別に直接融資のご相談を受け、スピードある審査により、手続き時間が短縮されて大変好評です。年末に向けて事業資金をご検討の方は、お気軽にご相談ください。



「一日公庫」はこんなにお得！

- ・開催日時：平成24年11月28日（水）午前10時～午後3時
- ・開催場所：黒瀬商工会館（楯原244-1）
- ・提出書類：借入申込書
決算書2期分（決算後6か月经過の場合は試算表）
設備資金の場合は見積書
- ・申込期限：11月22日（木）
- ・申込先：黒瀬商工会（☎0823-82-3075）

- ✓ 公庫まで足を運ばなくても、当商工会で融資担当者とのご面談が可能です。
- ✓ 経営指導員が待機しているので、安心してご面談をお受けいただけます。
- ✓ 原則として、「一日公庫」の当日中に審査の結果が分かるので、手続きがスムーズです。
（ご面談の内容により、審査結果のご連絡が後日となることもあります。）
- ✓ ご相談や融資制度のお問い合わせも可能です。

◎年末調整はお早めに！

本年も、年末調整を行う時期となりました。「年末調整」は、ご承知のとおり、給与の支払を受ける人の一人一人について、毎月（日）の給料や賞与などの支払の際に源泉徴収をした税額と、その年の給与の総額について納めなければならない税額（年税額）とを比べて、その過不足額を精算する手続で、給与の源泉徴収の総決算ともいえるべきものです。

商工会にて随時受付致しますので、納付期限である1月10日に遅れないよう、早め早めのご準備をお願いいたします。
なお、納期の特例の承認を受けている方の納付期限は1月21日です。

【準備いただくもの】

- ・源泉徴収簿等の毎月の支給額及び税額がわかるもの
- ・扶養及び配偶者の状況がわかるもの
- ・生命保険、損害保険等の証明書
- ・国民年金等の社会保険料の証明書
- ・住宅借入金等証明書
- ・市より送付されている給与支払報告書
- ・その他税務署から送付されている封筒
- ・印鑑

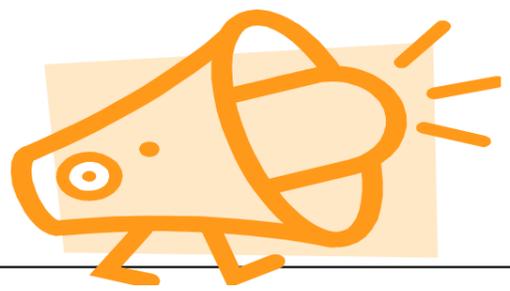
※源泉徴収税の納付期限は1月10日
（特例の特例適用者は1月21日）
※税務署、市役所への給与支払報告期限は、1月31日



《チェックポイント》

- 生命保険料控除が改組され、
合計摘要限度額が12万円となりました！！
- ・介護医療保険料控除が創設されました
- ・一般生命保険料控除、個人年金保険料控除と併せて、合計摘要限度額が12万円です

◎各種共済制度のお知らせ



■全国商工会経営者休業補償制度

病気や怪我で働けない間、最長1年間月々の所得を補償します

一般の契約に比べお得

【団体割引20%、過去の損害率による割引30% 過去の損害率による割引は、天災危険担保特約保険料には適用されません】

24時間いつでもサポート！

【国内外・業務中外を問わず、病気・けがによる休業を補償】

手続きは簡単！

【加入時の医師の診査は原則不要】

自宅療養もサポート！

【入院中はもちろん、自宅療養による休業も補償】

1年間のロングサポート！

【補償期間は最長1年間】

天災もサポート！

【天災が原因のけがによる休業も補償】

被保険者が保険期間中に病気・けがで就業不能になられた場合に、被保険者が被る損失(就業不能となることにより実際に生じた損失)について保険金をお支払いします。

支払額＝就業不能期間(月数)×保険金額(ご契約金額)

■小規模企業共済制度

経営者にも退職金を！
ゆとりある老後を支える、安心の共済

廃業時・退職時に共済金を受取

受取共済金は税法上お得！

掛金は全額所得控除でき節税！

事業資金等の貸付制度が利用可能

●毎月の掛金は1,000円～70,000円の範囲内で自由に選べます(500円刻み)

●節税額一覧(節税分は所得税と住民税合算額です)

| 課税される所得金額 | 加入前の税額 | | 加入後の節税額 | | | |
|-----------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | 所得税 | 住民税 | 掛金月額1万円 | 掛金月額3万円 | 掛金月額5万円 | 掛金月額7万円 |
| 100万円 | 50,000 | 104,000 | 18,000 | 54,000 | 90,000 | 126,000 |
| 200万円 | 102,500 | 204,000 | 20,500 | 56,500 | 92,500 | 128,500 |
| 300万円 | 202,500 | 304,000 | 24,000 | 72,000 | 120,000 | 168,000 |
| 400万円 | 372,500 | 404,000 | 36,000 | 108,000 | 180,000 | 238,000 |

■経営セーフティ共済

取引先の突然の倒産！そんなときに貴方を支える安心の共済

最高8,000万円の共済金の貸付が可能

共済金の貸付は無担保・無保証人です

掛金は損金または必要経費に算入できます

一時貸付金制度も利用可能

●毎月の掛金は5,000円～200,000円の範囲内で自由に選ぶことができます(5,000円刻み)

●貸付限度額は、回収困難な売掛金債権等の額と掛金総額の10倍のいずれか少ない額で、最高8,000万円

●返済期間は5年～7年(据置期間6か月)

■中小企業退職金共済制度

中小企業退職金共済制度は、昭和34年に国の中小企業対策の一環として制定された制度です

掛金の一部を国が助成！

- ・新規加入助成：掛金月額1/2を1年間助成
- ・月額変更助成：掛金増額分の1/3を1年間助成

掛金は全額損金または必要経費に算入可能

掛金の支払いは口座振替なので管理が簡単

掛金月額はいつでも変更可能

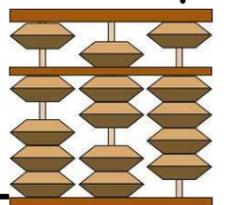
16種類の掛金月額は加入後いつでも増額できます

過去の勤務期間や転職の場合に通算が可能

退職金の支給は直接従業員へ

166回(平成24年9月16日実施)

- 4級 新谷美咲・野崎大和・寺上未来・広野玲紋
- 6級 小川萌佳・賀谷春菜
- 7級 青木春奈・板井志道・塩月翔吾
- 8級 大林凜子・一川まゆ・柴田悠希
- 9級 平田実玲【満点】



◇労働保険料の口座引落日は1月31日です！

黒瀬商工会に労働保険を事務委託されている事業所へお知らせです。

平成24年度第3期分労働保険料の口座引落は、来年1月31日(木)です。前日までに、引落口座の残高をご確認ください。ご不明な点等ありましたら、お早めに商工会事務局までご連絡下さい。

◆黒瀬商工会2013年版ビジネスノートができました!!

現在、商工会にて配布を行っています。数に限りがありますのでご希望の方は、お早めに・・・